

行在礼部より世子尚賢あて、補貢の方物を取領したむねの咨

(二六四九、五、七)

行在礼部尚書具、旨に遵い廻文する事の為にす。

本月初五日、礼科の抄出を准く。該本部、前事を具題す。旨を奉ずるに、琉球国の差官は修貢して事竣れば該部、即ち回文を発し其れをして帰国せしめよ。該部知道せよ、とあり。此れを敬む。敬遵して内に照らすに、本年四月初六日琉球国の差官蔡祚隆、咨文一角を齎して福建布政司に移するの内に称すらく、隆武二年(一六四六)進貢して船一隻を駕するも久しく未だ回国せざる有れば、復び又硫黄等の物もて前来し補貢する有り、等の因あり。本部、布政司の偶^{なまたま}印官を欠くを以て、即ち来船を護送して太師建国公鄭(彩)の営中に至らしめて盤驗す。随いで啓奏して貢し来れる方物を將て上用に進供し、部に發りて察収せしむ。別に頒勅を行外、本部合心に移咨して照と為さしむべし。須らく咨に至るべき者なり。

右、琉球国中山王世子に咨す

監国魯四年(一六四九)五月初七日

咨

注*本文書は隆武帝の敗死を知らずに遣使した琉球に対する、南明の

魯藩からの返書である。一通のみなので便宜的に隆武文稿の中に

まとめ、唐藩よりの文書の最後におかれたものと考えられる。なお隆武文稿の文書の配列については(二三六〇一)総注を参照されたい。

(1) 咨文 (三七一九)。

(2) 印官 印をもつて主任の職に当る官吏。ここでは布政使またはその代理の意であろう。

(3) 監国魯 南明の魯王朱以海(洪武帝の十世の孫)の年号。魯王は、南京が陥落して福藩が滅亡した後、一六四六年浙江省紹興で擁立され監国を称し、その後は浙江・福建を転々とした。一六四六年末より本文書の頃まで鄭彩の庇護下にあったが、一六五二年以降は福建省金門に拠っていた鄭成功を頼る。一六六二年没。

1-37-07

世子尚賢の、隆武帝の即位を慶賀する表(一六四六、二、□)

琉球国中山王世子臣尚賢、恭しく皇上の大宝に尊登するに遇い、普天と慶を同にす。臣尚賢、誠敬誠忭稽首頓首し謹んで表を奉りて賀を称する者なり。伏して以うに、紫極あり、天は四海を開き、乾坤を再闢に仰ぎ、瑤函あり、嶽は万年に聳く、曆世をとうに、以て五百歳の方与に欣逢し十八伝の首出するを快観すること無し。臣民慶び治い、遐邇歡騰す。恭んで惟うに皇帝陛下、允に厥の中を執り庶物に明るく、学躬の章布に光明より緝熙なる有り。生ま